大阪府受動喫煙防止対策補助金申請要件確認書【喫煙専用室等設置事業】

|  |  |
| --- | --- |
| 確認事項 | ご回答 |
| 大阪府内で令和２年４月１日以前から継続して飲食店の営業をしていますか？ | はい | いいえ |
| 個人経営または中小企業経営（※）ですか？ | はい | いいえ |
| ※中小企業経営の方については以下の事項（①～③）についても回答願います。1. 資本金の額若しくは出資の総額が五千万円以下の会社ですか？
 |  |  |
| はい | いいえ |
| 1. １つの大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の２分の１以上を有しない会社ですか？
 | はい | いいえ |
| 1. 複数の大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の３分の２以上を有しない会社ですか？
 | はい | いいえ |
| 補助対象とする飲食店内の客席面積が１００㎡以下ですか？ただし、従業員を雇用しない客席面積が３０㎡以下の飲食店は対象外です。 | はい | いいえ |
| 喫煙専用室等の整備を行った区域以外を禁煙しますか？ | はい | いいえ |
| 労働局実施の「受動喫煙防止対策助成金」又は生活衛生営業指導センター実施の「生衛業受動喫煙防止対策事業助成金」（以下、「国事業」）の交付決定を受けていますか？ | はい | いいえ |
| 事業者（法人である場合はその役員や業務を統括する者等）が破壊活動防止法に規定する暴力主義的破壊活動を行った、または行う恐れのある団体に属していませんか？ | はい | いいえ |
| 倒産または廃業せず、営業を継続していますか？（「大阪府受動喫煙防止対策補助金交付申請書」又は「大阪府受動喫煙防止対策補助金支払請求書」提出時点） | はい | いいえ |
| 喫煙専用室等の設置が健康増進法（平成14年法律第103号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、その他関連法令等に抵触していませんか？ | はい | いいえ |
| ※　府既存特定飲食提供施設が整備する喫煙専用室等を当面喫煙可能室として運用する場合のみ以下をご回答ください。 |
| 整備した喫煙専用室等を2025年４月以降は禁煙エリアもしくは指定たばこ専用喫煙室として使用しますか？ | はい | いいえ |

　以上の内容について、事実と相違ありません。

年　　月　　日

住所（所在地）

（団体名）

氏名（代表者）